

区画整理通信

発行

 邑楽町役場
都市計画課
区画整理係

0276-47-5032

鶉土地区画整理審議会の 委員が決まりました

平素より鶉土地区画整理事業に対し皆様のご理解、ご協力を頂きありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、前回の区画整理通信でお知らせした5年に一度の任期満了に伴う鶉土地区画整理審議会委員の選挙において、無投票により、次のとおり審議委員が決定しました。

鶉土地区画整理審議会委員

 任期：令和 6年9月20日から
令和 11年9月19日まで

○ 選挙により当選されたもの 8名 (敬称略)

 石島 文勇
川田 修二
寺崎 英夫
鴫崎 恒夫
中野 衛一
中野 藤太郎
本間 建次
本間 才二郎

○ 町長が選任したもの2名 (敬称略)

 須藤 貞吉
茂木 俊男

土地区画整理審議会委員の選出にあたり、鶉地区の場合、審議会委員の定員は10名と決められています。そのうち8名を施行地区内の宅地の所有者から（借地権者該当なし）選挙で選びます。まず、7月23日から8月5日まで選挙人名簿の縦覧を行い、8月20日から8月29日まで立候補及び立候補推薦の受付を行いました。その結果、受付期間中に選挙による定員と同数の8名受付し、9月17日の告示により、同8名の当選が決定しました。

※3月中旬の選挙のお知らせから鶉土地区画整理審議会委員選挙の当選人の告示まで、関係者の皆様には大変お世話になりました。

・審議会とは？

施行者の諮問機関として、あるいは施行地区内の土地所有者、借地権者の利益代表者として、施行者が行う換地計画や仮換地の指定等について意見を述べ、あるいは評価員の選任、保留地の決定等について同意を求める機関です。

★★★建築行為等の申請について★★★

土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物（ブロック塀、擁壁）の新築、改築又は増築、移動の容易でない物件（5トンを超えるもの）の設置又はたい積をしようとする際は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。事前に町へご相談のうえ申請してください。

